

提案型ネーミングライツスポンサー募集要領

1 はじめに

名古屋市では、公共施設等において、自主財源の確保と施設経営の長期安定化を図るため、ネーミングライツの導入を進めています。対象施設等の更なる拡大を図るため、提案型によりネーミングライツスポンサーの募集を行います。

この募集要領をよくお読みいただき、是非ご提案を検討していただきますようお願いいたします。

2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツは、市とネーミングライツスポンサーとの契約により、市が所管する施設等（イベントなどを含む。以下同じ。）に愛称等を付ける権利（以下「命名権」という。）を付与する代わりに、ネーミングライツスポンサーから対価を得て運営費等に充てる方法です。

(1) ネーミングライツによる名称

正式名称（条例上の名称）は変更せず、愛称とします。契約期間中は、原則として、愛称の変更をすることができません。また、市は愛称の普及のため、次のとおり協力します。

ア 愛称の決定につき記者発表し、市のホームページで公表します。

イ 市の各種広報において愛称を使用するとともに、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。

ウ なお、ネーミングライツ導入後は、市は愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称については変更せず、市会議案などにおいて必要な場合は、愛称ではなく条例上の施設名称を使用するものとします。

(2) 命名権の対価

ア 命名権の対価としての金銭（以下「ネーミングライツ料」という。）については、施設の修繕・維持補修にかかる工事費用や施設等の運営上必要な備品等の購入など、当該施設等の魅力向上等に役立てます。

なお、ネーミングライツ料の用途についてご希望がございましたら、ご提案いただくことができます。ただし、内容によってはご希望に沿えない場合があります。

イ ネーミングライツ料に加えて、対象施設等への役務（サービス）の提供なども可能です。このほか、施設等の魅力向上や市民サービス向上等に関する提案についてもご提案いただけます。

(3) ネーミングライツスポンサー特典

ネーミングライツスポンサーには、命名権以外にもネーミングライツ契約を締結した施設を無料で一定日数借りられる権利や自社商品の施設内での展示のような特典も付与が可能となります。

希望する特典がございましたら、提案書の提出の際に希望特典内容欄にご記入

ください。別途協議後の内容を審査の内容とします。ただし、内容によってはご希望に沿えない場合があります。

(4) 契約期間

ネーミングライツの希望契約期間は、原則として3年以上とします。

3 対象施設等

(1) 提案の対象

市役所庁舎などの公用財産のようにネーミングライツになじまない施設等や企業局（交通局、上下水道局）所管の施設等を除いた本市の施設等が対象です。

なお、すでにネーミングライツが導入されている施設等（導入済み施設につきましては、本市ホームページでご覧いただけます。）も対象外になります。

※ネーミングライツになじまない施設等の例

ア 市役所、区役所（講堂を除く）等の庁舎

イ 学校、保育園

ウ その他ネーミングライツを導入することにより、市民生活や運営に支障をきたすおそれのある施設等

(2) 提案にあたっての留意点

ア 複合施設全体について導入することができます。

イ 施設の一部（〇〇ホール、△△競技場など）についてのネーミングライツも提案可能です。全体がネーミングライツになじまない施設でも、一部には導入できることがあります（区役所講堂等）。

ウ 本市の歩道橋については、「歩道橋ネーミングライツパートナー」として別途募集中です。詳細は、緑政土木局路政部道路利活用課 歩道橋ネーミングライツパートナー担当 電話 052 - 972 - 2847 へお問い合わせください。

(3) 本市施設等の情報

本市の施設等の情報（所在地、床面積、利用者数など）については、名古屋市公共施設白書でご覧いただけます。また、公園に関する情報につきましても、本市ホームページでご覧いただけます。

※名古屋市公共施設白書：名古屋市公式ウェブサイトトップページ＞市政情報＞財政・市債・宝くじ＞アセットマネジメント＞名古屋市公共施設白書

※主な公園緑地：名古屋市公式ウェブサイトトップページ＞暮らしの情報＞生活と住まい＞道路・川・みどり＞なごやの公園緑地＞主な公園緑地

4 提案資格

政治的または宗教的目的を主たる目的とする法人その他の団体および「名古屋市広告掲載基準」（※）第2に定める規制業種・事業者を除き、ネーミングライツスポンサーになることを希望する法人その他の団体等（個人事業主を含む。以下「提案者」という。）が提案できます。

ただし、提案者は、提案書提出の日からネーミングライツスポンサーの決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋

屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けていないことが条件となるので、提案者の代表者(法人の場合は、法人の役員全員を含む)について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会させていただきます。

※名古屋市広告掲載基準(抜粋)

(規制業種又は事業者)

第2次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

※希望する施設等を所管する局の広告掲載要綱等により、業種などによる規制が、別に行われる場合があります。

5 広告代理店等の提案について

ネーミングライツスポンサーにならない広告代理店等は、提案者が決まっていなくても広告代理店等のみで事前相談の申し込みは可能です。但し、提案書の提出はネーミングライツに関して本市の契約相手となる提案者により行っていただきます。

契約成立後、広告代理店等は、「ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定」を本市との間で締結することができます。この協定は、毎年、ネーミングライツ料の中から一定割合(上限10%)を本市が広告代理店等に支払うものです。協定の締結を希望される場合は、提案書とは別に、運用・メンテナンスの業務内容や希望金額などの提案を、提案者による提案書提出と併せて行ってください。詳しくは、別紙「提案型ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定について」をご覧ください。

6 審査の流れ（概要）

ネーミングライツスポンサーの選定は、次のとおり進めます。

（1）【提案者または広告代理店等】事前相談の申し入れ

提案型ネーミングライツへの提案を希望される方は、対象となりうる施設等かどうかや愛称の条件などの確認が必要なため、まずは電話・電子メールなどでお問い合わせください。

その後、事前相談申込書（様式1）を提出のうえ、本市との事前相談を行ってください。（提案者が未定の場合は、広告代理店等のみによる相談も可能です。）

（2）【提案者】提案書の提出

（1）の事前相談終了後、提案書（様式2）の提出により、具体的な提案をしていただきます。

また、ネーミングライツの運用・メンテナンスに関し広告代理店等を活用する場合、広告代理店等は「提案型ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定」の締結を本市へ申し出ることができます。

（3）【名古屋市】保有資産の有効活用促進会議（審査）

本市の全庁会議である「保有資産の有効活用促進会議」に報告し、審査を行います。

ここでは提案金額や契約年数、希望する愛称など基本的な提案内容について審査し、不採用となった場合次の段階へは進めません。審査結果は提案者に（広告代理店等を活用する場合は広告代理店等にも）通知します。

（4）【名古屋市】市民等からの意見募集

提案のあった施設等へのネーミングライツの導入について、名古屋市公式ウェブサイトを利用して市民等からの意見募集を行います。

ここで得られた意見は、次の（5）にある外部有識者等からの意見聴取の際に報告されます。

なお、対象施設等の性質や利用者の範囲等に応じて、公式ウェブサイト以外の手法（利用者アンケート、地元説明会等）を組み合わせる意見も募集することもあります。

寄せられた意見については、原則として、当該意見に対する市の考え方と併せて公表します。

（5）【名古屋市】外部有識者等からの意見聴取

公平性、透明性及び客観性を担保するため、施設等所管局において学識経験者等からネーミングライツ導入に対する意見聴取を行います。

なお、意見聴取する主な項目については、以下のとおりです。

ア 提案された愛称の公共施設等としてのふさわしさ

イ 本市のネーミングライツスポンサーとしてのイメージのふさわしさ

ウ 提案者の財務状況

エ 契約期間、金額、特典内容

オ その他対象施設等に応じた個別基準

※ネーミングライツスポンサー決定前の審査等の段階において、市民意見や外部有識者からの意見等を踏まえ、提案内容の一部修正を協議する場合があります。当

該協議が成立し、必要な手続きが終了した場合には、修正後の提案内容で契約を締結することになります。なお、修正協議が調わなかった場合、公募に切り替えることがあります。

(6) 【名古屋市】ネーミングライツスポンサーの決定

外部有識者等からの意見を踏まえ、施設等所管局においてネーミングライツ導入についての可否を決定します。

提案額やその他の提案条件が、本市の希望に合致しない場合やネーミングライツスポンサーとして不適格と判断された場合などには、契約締結をしないことがあります。またこの場合、公募に切り替えることもあります。

(7) 【名古屋市、提案者】契約締結に向けた協議及び契約締結

本市と提案者（ネーミングライツスポンサー）で契約書の締結に向けた協議を行い、速やかに契約書の締結を行います。

7 提案等にあたっての費用負担

以下の費用に関しては、ネーミングライツスポンサーの負担とします。

(1) 提案及び契約締結に係る諸費用

(2) 施設等に関するパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更費用

(3) 既存の看板の付け替え費用

※付け替え費用等の算定については、ネーミングライツスポンサーで行っていただきます。

※契約期間満了後、契約を更新しない場合、ネーミングライツスポンサーの負担で原状回復を行っていただきます。なお、本市ホームページの表示変更は本市で行います。

8 必要書類等の提出

提案型ネーミングライツについては、随時、提案に関するご相談、提案書の提出を受け付けております。

(1) 事前相談申込書の提出

「事前相談申込書（様式1）」に必要事項を記載していただき、下記のとおり提出してください。

希望する対象施設等・愛称・ネーミングライツ料について、確認をさせていただきます。

※相談の結果、内容について変更していただくことがあります。

(2) 提案書及び添付書類の提出

事前相談の終了後、「提案書（様式2）」に必要事項を記載していただき、「提案書」に記載されている添付書類（法人等概要等）をあわせて、下記のとおり提出してください。

※事前相談申込書・提案書提出方法

提出場所	名古屋市役所財政局財政部資産経営課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（本庁舎3階） 052-972-2319
提出部数	1部
提出方法	持参または郵送
受付時間	8時45分から17時30分まで （土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

9 留意事項

（1）契約の解除

ネーミングライツスポンサーの事情、違法行為等により、当該施設等の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

（2）優先交渉権

契約したネーミングライツスポンサーは、契約期間満了後の契約更新について、優先的に交渉することができます。

（3）指定管理者との関係

指定管理者が選定されている施設に提案される場合は、指定管理者との協議が必要なため、契約締結までに時間を要することがあります。

10 その他

（1）提案金額については、消費税抜きの金額でご提案ください。

（2）1者が複数の施設等への愛称を提案することができます。事前相談については、1通の申込書に複数件の記載も可能です。なお、事前相談後に記入する提案書は、提案対象施設等ごとに提出してください。

（3）提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。

（4）軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません（ただし、市民意見や外部有識者からの意見等に基づく、協議による修正を妨げるものではありません）。また、提出された提案書等は返却されません。

（5）情報公開請求があった場合には、「名古屋市情報公開条例」に基づき対応します。

（6）提案を途中で辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。なお、提案を途中で辞退した場合は、募集した市民意見及び市の考え方については、公表しないものとします。

（7）提案書に故意による虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。

（8）既に事前相談が入っている施設等については、先着順のため第二順位で受付をさせていただきます。

1 1 問い合わせ先

提案全般に関するご意見・ご質問は下記までお問い合わせください。

いただいたご意見・ご質問に対する回答は、必要に応じて順次公式ウェブサイト上で公開いたします。

名古屋市役所財政局財政部資産経営課ネーミングライツ担当

電話番号：052-972-2319

FAX：052-972-4122

E-mail: a2319@zaisei.city.nagoya.lg.jp

提案型ネーミングライツスポンサー

事前相談申込書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

氏名・名称
所在地
代表者〔 担当部署 :
連絡先 : 〕

提案型ネーミングライツへの応募を検討するため、事前相談を申し込みます。

提案を希望する施設等名 :

希望する愛称 :

〔 想定するネーミングライツ
スポンサー名 〕 :

希望契約金額 :

(記載にあたっての注意)

- ・ 相談の結果、施設等・愛称を変更していただく場合があります。
- ・ 複数件記載していただくことも可とします。
- ・ 広告代理店等による申し込みの場合は、想定するネーミングライツスポンサー名が分かるように記載してください。

(提案書)

名古屋市 (●●※施設等名) における
ネーミングライツスポンサー提案書

年 月 日

提案者の氏名・名称、代表者名、 所在地（登記上の本店所在地）、 担当部署・連絡先	
広告代理店等 担当部署・連絡先	
希望する施設等の名称と愛称	施設等の名称： 愛 称：
契約希望期間 (原則として3年以上)	年 月 ～ 年 月までの 年
契約希望金額 (年額)	円 (税抜き)
応募の動機 (市民意見募集の際に市民向けに提示します。)	
施設等の魅力向上や 市民サービス向上等に関する提案 (市民意見募集の際に 市民向けに提示します。)	任 意 記 載 事 項
ネーミングライツ料の希望用途	
希望特典内容	
その他 (ご意見等ありましたら ご記入ください。)	

*その他 提出する添付書類

- ・法人等の概要 ・法人登記簿謄本 (現在事項全部証明書)
- ・法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書
- ・決算書類 (直近の3ヵ年分) ・法人役員に関する調書 (様式3)

法人役員に関する調書

商号又は名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		
	()	T・S・H・R ・		

※ 法人の役員について記載してください。

法人役員に関する調書

商号又は名称		名古屋株式会社		
所在地		△△市××区☆丁目□□番▲▲号		
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(ナゴヤ タロウ) 名古屋 太郎	T・ <u>㊟</u> ・H・R 20・8・15	男	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(ナゴヤ ハナコ) 名古屋 花子	T・ <u>㊟</u> ・H・R 21・7・14	女	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
取締役	(アイチ ジロウ) 愛知 次郎	T・ <u>㊟</u> ・H・R 30・6・13	男	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
監査役	(コウシャ サブロウ) 公社 三郎	T・ <u>㊟</u> ・H・R 40・5・12	男	名古屋市中区二の丸二丁目2番2号
	()	T・S・H・R .		
<p>・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。</p>		<p>代表役員については、法人登記簿に記載されている代表役員の住所地を記載し、その他の役員については、現住所を記載してください。</p>		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		
	()	T・S・H・R .		

※ 法人の役員について記載してください。

提案型ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定について

1 目的

この制度は、提案型ネーミングライツスポンサー募集において、広告代理店等の協力を得て、良質な応募が促進され、また、本市のネーミングライツに関する業務が円滑かつ効果的に遂行される環境を整備することを目的としたものです。

2 概要

- (1) スポンサーが提案書を提出する際に広告代理店等を活用する場合、広告代理店等は「ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定」の締結を申出書（様式4）により本市へ申し出ることができます。
- (2) 本市と広告代理店等は、ネーミングライツ導入が決定した場合に当該協定を締結します。
- (3) 本市は、毎年度ごと協定業務の完了を確認後、ネーミングライツ料のうちから一定割合を広告代理店等へ支払います（中間払いは可能です）。なお、ネーミングライツが成約しなかった場合の支払いはありません。
- (4) 支払金額は、申出書に記載された金額とし、上限はネーミングライツ料の10%とします。
- (5) 当該協定の有効期間は、本体のネーミングライツの契約が継続する期間に限ります。
- (6) 協定による支払いは、平成26年7月から募集している「提案型ネーミングライツスポンサー募集」を対象とします。

3 資格

提案書提出の日からネーミングライツスポンサーの決定までの間に、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けていないことが条件となります（法人の役員全員について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会させていただきます）。

4 役割

広告代理店等の役割（業務内容）として、ネーミングライツスポンサーを獲得するための営業活動に加えて、ネーミングライツ契約締結後のネーミングライツスポンサーと本市の仲立ちとして権益調整等の役割を担っていただきます。協定の申出にあた

っては、概ね以下のような具体的な提案内容を記載してください。

- (1) 本市のネーミングライツに関する権利や義務の調整
- (2) ネーミングライツスポンサーへの対応（要望やクレーム、定期的な報告、必要な資料の作成）
- (3) ネーミングライツを継続させるためのネーミングライツスポンサーとの交渉
- (4) 広告価値の算出、データ収集
- (5) 愛称の普及活動支援
- (6) その他ネーミングライツ契約の円滑な運用に必要な業務

5 義務

広告代理店等は、毎会計年度ごとに、提案していただいた内容（協定内容）の履行を本市が確認するための書類などを作成し、本市へ提出してください。

また、その他業務の履行に関して必要な本市からの指示について、誠実に従ってください。

6 その他

広告代理店等からのネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定に関する提案については、提案型ネーミングライツスポンサー募集要領に基づく、審査の対象とします。また、必要に応じて外部有識者からの意見聴取の対象とする場合があります。実際の協定締結に関しては、本市との協議によります。

7 問い合わせ先

名古屋市役所財政局財政部資産経営課ネーミングライツ担当

電話番号：052-972-2319

FAX：052-972-4122

E-mail：a2319@zaisei.city.nagoya.lg.jp

協定申出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

広告代理店等名
代 表 者 名
所 在 地

下記のとおり、提案型ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定の締結を希望します。

協定の対象となる施設等の名称	
ネーミングライツのスポンサー名	
希望契約金額 (上限を 10%とします)	ネーミングライツ料の %
上記金額に含まれる内容 (提案内容)	

※その他 提出する添付書類

- ・法人等の概要
- ・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- ・法人役員に関する調書（様式 3）

協定申出書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

広告代理店等名
代 表 者 名
所 在 地

下記のとおり、提案型ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定の締結を希望します。

協定の対象となる施設等の名称	〇〇〇〇 館
ネーミングライツのスポンサー名	(株) △△△△ 社
希望契約金額 (上限を10%とします)	ネーミングライツ料の □ % (初年度□% 2年目以降△%)
上記金額に含まれる内容 (提案内容)	<p>(1) 本市のネーミングライツに関する権利や義務の調整</p> <p>(2) ネーミングライツスポンサーへの対応 (要望やクレーム、定期的な報告、必要な資料の作成)</p> <p>(3) ネーミングライツを継続させるためのネーミングライツスポンサーとの交渉</p> <p>(4) 広告価値の算出、データ収集</p> <p>(5) 愛称の普及活動支援</p> <p>(6) その他ネーミングライツ契約を円滑な運用に必要な業務</p> <p>など、協定締結後の具体的な広告代理店の役割を提案してください。</p>

※その他 提出する添付書類

- ・法人等の概要
- ・法人登記簿謄本 (現在事項全部証明書)
- ・法人役員に関する調書 (様式3)

提案型ネーミングライツスポンサー募集 Q&A

Q1 施設の一部についてのネーミングライツとは、どのようなものですか？

A1 例えば、中区役所ホールや各区役所にある講堂のように、施設自体(区役所名)はネーミングライツ対象となっていない場合でも、施設の一部については、認められることがあります。これまでの導入事例で施設の一部に導入されたものとしては、「科学館プラネタリウムドーム(NTP ぷらねっと)」と「鶴舞中央図書館読書室(契約満了)」があります。

Q2 応募資格について、希望する施設等を所管する局の広告掲載要綱等により業種などによる規制があるそうですが、どういうことですか？

A2 「名古屋市広告掲載基準」では、一般的な掲載基準が定められていますが、これとは別に、施設等を所管する局が広告掲載についての規制を行っている場合があります。この場合、提案者は施設等所管局における資格要件を満たす必要もあるため、「名古屋市広告掲載基準」及び所管局の広告掲載要綱等の両方に該当しないことを確認してください。

詳しくは、財政局財政部資産経営課までお問い合わせください。

Q3 応募を考えていますが、事前相談は必ずしなければいけませんか？また、どのくらい期間が必要ですか？

A3 事前相談は必ず行ってください。正式な提案については、相談が終了した後に、提案を受付けさせていただきます。また、相談内容によってかかる期間は異なりますが、提案書の提出から契約締結までに約6か月かかります。審査の流れについては、募集要領6 「審査の流れ(概要)」をご覧ください。

Q4 事前相談を行った場合、必ず応募しなければいけませんか？

A4 事前相談をした場合でも、応募を必ずしなければならないということはありません。お気軽にご相談ください。

Q5 保有資産の有効活用促進会議とはどのようなものですか？

A5 保有資産の有効活用促進会議とは、財政局担当部署、各局の企画経理担当部署、都市景観・道路・緑地の規制担当部署で構成される、課長級の全庁会議です。名古屋市の保有する資産の有効活用にかかる推進役を果たしています。

Q6 市民等からの意見募集とは、どのような方法で行いますか？

A6 他都市の例や本市の実績を参考に、公式ウェブサイトを利用した1ヶ月程度の意見募集を想定しています。

施設等の性質や利用者の範囲等に応じて、公式ウェブサイト以外の手法（利用者アンケート、地元説明会等）を組み合わせ、意見を募集することもあります。寄せられた意見については、原則として、当該意見に対する市の考え方と併せて公表します。

Q7 最終決定までの過程で、公募に切り替わる場合もあるのですか？

A7 審査や外部有識者等からの意見聴取の過程で、希望契約期間が長すぎる（短すぎる）、希望契約金額が低すぎるなど提案内容が市側の希望する条件と合致しない場合、もしくは、提案者が市のパートナーとしてふさわしくないなどの理由による場合には、提案者と契約を結ばず、改めてネーミングライツスポンサーを公募することがあります。

Q8 募集要領7 「提案等にあたっての費用負担」にある「既存の看板」の範囲に、どこまで含まれますか？

A8 「既存の看板」とは、施設案内板や施設名の含まれる看板などを意味します。当該施設内に限らず、付近の道路及び公共交通機関等における看板等も含まれます。なお、交差点名は道路管理者等との協議が必要となりますので、市民や施設利用者の利便性、通行者の安全性などを考慮したうえで、変更可能かどうかを別途決定します。

Q9 既存の看板以外にも新設で看板を設置したいのですが、費用を負担すれば可能ですか？

A9 新設看板については、屋外広告物条例や躯体の耐久性、工法、利便性などに問題がなければ、設置することができます。個別に設置可能かどうか判断しますので、設置を希望する場所や大きさなどを本市と協議してください。費用については、提案者の負担となります。

Q10 優先交渉権とはどのようなものですか？

A10 優先交渉権とは、優先的に次回契約を交渉できる権利です。市の一般的な契約では、競争により契約相手を決定しますが、ネーミングライツの契約期間満了前に、例外的に現契約者との交渉を優先いたします。

Q11 応募書類にある、希望特典内容とは何ですか？

A11 命名権以外にも、当該施設を無料で借りられる権利や自社の商品を施設内に展示したいなどの希望があれば、記載してください。この場合、ネーミングライツとの相乗効果を期待できますが、一般的には、特典が増えれば契約金額が高くなりますので、ご注意ください。なお、内容によってはご希望に沿えない場合があります。

Q1 2 広告代理店等の応募は可能ですか？

A1 2 提案者にならない広告代理店等は本市とネーミングライツの契約をすることはできませんが、名古屋市とネーミングライツスポンサーとの仲介役としてネーミングライツの運用・メンテナンスに協力していただくことは可能です。事前相談は提案者が決まっていなくても広告代理店等のみで申し込みできます。事前相談後の正式な提案書は提案者にご提出いただきます。

正式な提案書を提案者に提出していただく際に、広告代理店等は、そのネーミングライツの運用・メンテナンスに係る協定（その後のネーミングライツスポンサーとの連絡調整や効果検証、要望・苦情への対応など）を市へ申し出ることができます。その後、提案していただいた提案者と市とがネーミングライツ契約を締結した場合、広告代理店等は市と、当該協定を締結します。協定の契約料は、ネーミングライツ料の10%を上限とします。この協定は、本体のネーミングライツ契約が続く間、継続することができます（ただし、毎年度の予算の状況によります）。

詳しくは募集要項「4 提案資格」、「5 広告代理店等の提案について」、及び別紙「提案型ネーミングライツ運用・メンテナンスに関する協定について」をご覧ください。

Q1 3 提案型ネーミングライツ運用・メンテナンス協定により広告代理店等へ支払われる金額は毎年同じですか？

A1 3 名古屋市とネーミングライツスポンサー（提案者）とのネーミングライツ契約を円滑に進めることや契約後のスポンサーとの連絡調整や効果検証、要望・苦情への対応などの業務をしていただく対価となります。協定の際に提示された業務量によっては2年目以降ネーミングライツ料からお支払する割合が下がる場合もあります。

Q1 4 実際にネーミングライツが開始するのは、いつごろですか？

A1 4 施設等や提案内容によって異なりますが、提案書の提出から契約締結までに約6か月かかり、その後、看板の新設などの準備を経てネーミングライツを開始することを予定しています。

Q1 5 ネーミングライツのスポンサーとなることを希望しますが、どの施設等に応募したらよいか分からないときは、どうしたら良いですか？

A1 5 事前相談では、施設等を特定する必要がありますので、事前相談申し込み前にご連絡いただければ、提案者のネーミングライツに対する考え方などに応じて、事例の紹介などをさせていただきます。まずは、財政局財政部資産経営課までご連絡ください。

Q16 興味のある施設等の利用実績や他都市の事例などを教えてほしい。また、提案を希望する施設を見てみたい。

A16 施設等の利用実績や他都市の類似施設での導入事例などは、財政局財政部資産経営課にお尋ねください。必要なデータや施設の見学等については、可能な限り提供・対応させていただきます（調整が必要となる場合もありますので、施設見学をご希望される場合は余裕をもってご連絡くださいますようお願いいたします）。

問い合わせ先

名古屋市役所財政局財政部資産経営課

ネーミングライツ担当

電話番号：052-972-2319

FAX：052-972-4122

E-mail：a2319@zaisei.city.nagoya.lg.jp